

官報

主要目次

- 政令
○行政機関職員定員法の一部改正
○終戦処理事業費等の支弁に係る事務に従事する職員各行政機関別の定数を定める政令の一部改正
省令
○自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則
○経済安定本部組織規程の一部改正
規則
○放送法施行規則の一部改正
告示
○無線局承認
○昭和二十七年科学研究所補助金の交付申請書の提出期限
○保安林解除(北海道)
○保安林指定(山形県)
○熱管理に関する第二回短期研修の時期、場所等
○道路運送車両の保安基準第二十九條第二項の標識を指定する件廃止
○函館駅前郵便局移転
○道路運送車両法等の施行に伴い、電気通信省所管の自動車に関する登録の申請人として職員指定
○長崎無線中継所改称
○昭和二十六年十一月分建築物及び住宅動態統計の集計結果
○保安林解除(神奈川県)
○公共企業体事項
○国鉄自動車路線名称の一部改正
○秋吉線吉則・厚狭間において自動車による運輸営業開始

政令

行政機関職員定員法の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十七年一月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第三号

行政機関職員定員法の一部を改正する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「二千七百四十人」を「二千八百四十人」に改める。

附則

この政令は、昭和二十七年二月十五日から施行する。

内閣総理大臣 吉田 茂

法務総裁 木村篤太郎

終戦処理事業費等の支弁に係る事務に従事する職員各行政機関別の定数を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十七年一月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第四号

終戦処理事業費等の支弁に係る事務に従事する職員各行政機関別の定数を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六十六号)第二條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

終戦処理事業費の支弁に係る事務に従事する職員各行政機関別の定数を定める政令(昭和二十四年政令第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

法務府の項定数の欄中「二四三二」を「二四三三」に改める。

合計の項中「二、七四〇」を「二、八四〇」に改める。

附則

この政令は、昭和二十七年二月十五日から施行する。

内閣総理大臣 吉田 茂

法務総裁 木村篤太郎

省令

道路運送車両法第二十四條第二項及び第七十四條第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則を次のように定める。

昭和二十七年一月十八日
運輸大臣 村上 義一
自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する規則

第一章 総則

(この省令の適用)
第一條 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二十四條に規定する自動車登録官(以下「登録官」という。)及び同法第七十四條に

規定する自動車検査官(以下「検査官」という。)の任命、服務及び研修に關しては、別に定めるものの外、この省令の定めるところによる。

(登録官及び検査官)
第二條 登録官及び検査官は、自動車に関する登録及び検査に関する業務を円滑に遂行するため、その職務に關し、相互に協力しなければならない。

(監察)
第三條 運輸大臣又は陸運局長が指定する職員は、登録官及び検査官の職務の状況を監察し、且つ、その結果をそれぞれ運輸大臣又は陸運局長に報告しなければならない。

2 前項の監察の時期、方法その他監察に關し必要な事項は、運輸大臣又は陸運局長が定める。
第二章 自動車登録官(任命)
第四條 登録官は、一般職の職員の給與に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六條に規定する職務の級が七級以上の者で、左の各号の一に該当するものうちから、運輸大臣が命ずる。

一 自動車に關する登録事務について五年以上の経験を有する者
二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による学校を含む)を卒業した者であつて、自動車に關する登録事務につき三年以上又は自働車に關する登録事務その他の陸上輸送管理事務につき、これらを通算して五年以上の経験を有する者
三 学校教育法による大学(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む)において法律

又は経済に關する学科を修め、これを卒業した者であつて、自動車に關する登録事務につき一年以上又は自動車に關する登録事務その他の陸上輸送管理事務につき、これらを通算して三年以上の経験を有する者
四 運輸大臣が、前各号の一に該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者(服務)
第五條 登録官は、自動車に關する登録事務を公正且つ確実に行い、自動車の流通の状況につき特に注意をしなければならない。
第六條 登録官は、自動車に關する登録に關する法令並びに自動車の構造及び装置について、必要な知識の修得に努めなければならない。
第七條 登録官は、自動車に關する登録に關して、重大又は異例な事項があるとき、すみやかに上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(研修)
第八條 運輸大臣又は陸運局長は、自動車に關する登録事務の適正な執行及び能率の増進を図るため、登録官に對し、左に掲げる事項について、研修を行わなければならない。
一 民法、商法及び自動車関係法令
二 自動車の構造、装置及び性能
三 自動車の構造、装置及び性能
四 その他必要な事項
2 研修の時期、場所その他研修に關し必要な事項は、運輸大臣又は陸運局長が定める。

第三章 自動車検査官(任命)
第九條 検査官は、一般職の職員の給與に關する法律第六條に規定する職務の級が七級以上の者で、左の各号の一に該当するものうちから、運輸大臣が命ずる。

毎日文庫
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

電波監理委員会告示第百二十二号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十八日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第百二十五号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十八日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第百十七号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十八日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第百十九号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十八日
電波監理委員会委員長 富安 謙次

電波監理委員会告示第百二十六号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

- 昭和二十七年一月十八日
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第五〇五六号
二 承認を受けた者 日本国有鉄道
三 無線局の種類 海岸局
四 無線局の目的 日本国有鉄道事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 日本国有鉄道所屬青森、函館間連絡船の船舶局
六 通信の相手方 日本国有鉄道所屬青森、函館間連絡船の船舶局
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 青森市大字沖館 北緯三四度二分
九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
たかまつ A三一五・八九Mc 水晶発振 終段陽極変調 一〇〇W
十 空中線の型式及び構成 八木
十一 運用許容時間 常時
電波監理委員会委員長 富安 謹次

- 昭和二十七年一月十八日
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第七一五六号
二 承認を受けた者 日本国有鉄道
三 無線局の種類 海岸局
四 無線局の目的 日本国有鉄道事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 日本国有鉄道所屬青森、函館間連絡船の船舶局
六 通信の相手方 日本国有鉄道所屬青森、函館間連絡船の船舶局
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 青森市大字沖館 北緯三四度二分
九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J R F O T A一四七七kc A二一〇〇〇W
A二一〇〇〇W 水晶発振 A二 終段抑制 A二一〇〇〇W
A二 終段抑制 A二一〇〇〇W
十 空中線の型式及び構成 逆L型、T型
十一 運用許容時間 常時
電波監理委員会委員長 富安 謹次

- 昭和二十七年一月十八日
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第七一五七号
二 承認を受けた者 日本国有鉄道
三 無線局の種類 海岸局
四 無線局の目的 日本国有鉄道事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 日本国有鉄道所屬青森、函館間連絡船の船舶局
六 通信の相手方 日本国有鉄道所屬青森、函館間連絡船の船舶局
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 青森市大字沖館 北緯三四度二分
九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J R F O T A一四七七kc A二一〇〇〇W
A二一〇〇〇W 水晶発振 A二 終段抑制 A二一〇〇〇W
A二 終段抑制 A二一〇〇〇W
十 空中線の型式及び構成 逆L型、T型
十一 運用許容時間 常時
電波監理委員会委員長 富安 謹次

- 電波監理委員会告示第百三十一号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十八日
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十八日 第六二四六号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種類 固定局
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所屬の門司、佐世保、境、福江、福岡及び浜田の各固定局
六 通信の相手方 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に關する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 長崎県下県郡嚴原町大字 東經一二九度一八分
東里字野良三八三番地 北緯三四度二二分
通信所 長崎県下県郡嚴原町字天狗山
九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J N N Q I 30 A一七・二五kc 水晶発振 第二裝置 五〇〇W
J N N Q I 30 A一七・二五kc 水晶発振 第二裝置 五〇〇W
J N N Q I 30 A一七・二五kc 水晶発振 第二裝置 五〇〇W
十 空中線の型式及び構成 T型、逆L型、傾斜型、ダブルT
十一 運用許容時間 常時
電波監理委員会委員長 富安 謹次

- 電波監理委員会告示第百三十二号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十八日
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十八日 第六二四七号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種類 固定局
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所屬の船橋局
六 通信の相手方 海上保安庁法第二條第一項、第二十一條第二項及び第三十五條第一項に規定する事務に關する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 長崎県下県郡嚴原町大字 東經一二九度一八分
東里字野良三八三番地 北緯三四度二二分
通信所 長崎県下県郡嚴原町字天狗山
九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J N Q A一、A二 四六八kc
J N Q A一、A二 四六八kc
J N Q A一、A二 四六八kc
十 空中線の型式及び構成 T型、逆L型
十一 運用許容時間 常時
電波監理委員会委員長 富安 謹次

- 電波監理委員会告示第百三十三号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十八日
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十八日 第七〇三五号
二 承認を受けた者 日本国有鉄道
三 無線局の種類 非常局
四 無線局の目的 日本国有鉄道事業に使用するため、非常通信業務を行う。
五 通信の相手方 日本国有鉄道所屬青森、函館間連絡船の船舶局
六 通信の相手方 日本国有鉄道所屬青森、函館間連絡船の船舶局
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 青森市大字沖館 北緯三四度二分
九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J N F I 35 A一三・一五〇kc 水晶発振 五〇〇W
J N F I 35 A一三・一五〇kc 水晶発振 五〇〇W
J N F I 35 A一三・一五〇kc 水晶発振 五〇〇W
十 空中線の型式及び構成 ダブルT
十一 運用許容時間 常時
電波監理委員会委員長 富安 謹次

- 電波監理委員会告示第百三十四号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十八日
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十八日 第七〇三五号
二 承認を受けた者 日本国有鉄道
三 無線局の種類 非常局
四 無線局の目的 日本国有鉄道事業に使用するため、非常通信業務を行う。
五 通信の相手方 日本国有鉄道所屬青森、函館間連絡船の船舶局
六 通信の相手方 日本国有鉄道所屬青森、函館間連絡船の船舶局
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 青森市大字沖館 北緯三四度二分
九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J N F I 35 A一三・一五〇kc 水晶発振 五〇〇W
J N F I 35 A一三・一五〇kc 水晶発振 五〇〇W
J N F I 35 A一三・一五〇kc 水晶発振 五〇〇W
十 空中線の型式及び構成 ダブルT
十一 運用許容時間 常時
電波監理委員会委員長 富安 謹次

- 電波監理委員会告示第百三十五号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十八日
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十八日 第七〇三五号
二 承認を受けた者 日本国有鉄道
三 無線局の種類 非常局
四 無線局の目的 日本国有鉄道事業に使用するため、非常通信業務を行う。
五 通信の相手方 日本国有鉄道所屬青森、函館間連絡船の船舶局
六 通信の相手方 日本国有鉄道所屬青森、函館間連絡船の船舶局
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 青森市大字沖館 北緯三四度二分
九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J R G K U A一四七七kc A二一〇〇〇W
A二一〇〇〇W 水晶発振 A二 終段抑制 A二一〇〇〇W
A二 終段抑制 A二一〇〇〇W
十 空中線の型式及び構成 傾斜型、T型
十一 運用許容時間 常時
電波監理委員会委員長 富安 謹次

- 電波監理委員会告示第百三十六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十八日
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十八日 第七〇三五号
二 承認を受けた者 日本国有鉄道
三 無線局の種類 非常局
四 無線局の目的 日本国有鉄道事業に使用するため、非常通信業務を行う。
五 通信の相手方 日本国有鉄道所屬青森、函館間連絡船の船舶局
六 通信の相手方 日本国有鉄道所屬青森、函館間連絡船の船舶局
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 青森市大字沖館 北緯三四度二分
九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J R G K U A一四七七kc A二一〇〇〇W
A二一〇〇〇W 水晶発振 A二 終段抑制 A二一〇〇〇W
A二 終段抑制 A二一〇〇〇W
十 空中線の型式及び構成 傾斜型、T型
十一 運用許容時間 常時
電波監理委員会委員長 富安 謹次

- 電波監理委員会告示第百三十七号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十八日
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十八日 第七〇三五号
二 承認を受けた者 日本国有鉄道
三 無線局の種類 非常局
四 無線局の目的 日本国有鉄道事業に使用するため、非常通信業務を行う。
五 通信の相手方 日本国有鉄道所屬青森、函館間連絡船の船舶局
六 通信の相手方 日本国有鉄道所屬青森、函館間連絡船の船舶局
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 青森市大字沖館 北緯三四度二分
九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J R G K U A一四七七kc A二一〇〇〇W
A二一〇〇〇W 水晶発振 A二 終段抑制 A二一〇〇〇W
A二 終段抑制 A二一〇〇〇W
十 空中線の型式及び構成 傾斜型、T型
十一 運用許容時間 常時
電波監理委員会委員長 富安 謹次

- 電波監理委員会告示第百三十八号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十八日
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十八日 第七〇三五号
二 承認を受けた者 日本国有鉄道
三 無線局の種類 非常局
四 無線局の目的 日本国有鉄道事業に使用するため、非常通信業務を行う。
五 通信の相手方 日本国有鉄道所屬青森、函館間連絡船の船舶局
六 通信の相手方 日本国有鉄道所屬青森、函館間連絡船の船舶局
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 青森市大字沖館 北緯三四度二分
九 呼出符、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J R G K U A一四七七kc A二一〇〇〇W
A二一〇〇〇W 水晶発振 A二 終段抑制 A二一〇〇〇W
A二 終段抑制 A二一〇〇〇W
十 空中線の型式及び構成 傾斜型、T型
十一 運用許容時間 常時
電波監理委員会委員長 富安 謹次

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一 三、七〇〇 kc
A二 三、七五〇 kc
A三 三、八〇〇 kc

十一 空中線の型式及び構成 T型
十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第百四十一号
第三開明丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月十六日変更した。
変更後の現況は、次の通りである。
昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一六二七号
二 免許人の氏名 鶴田利雄
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所所屬海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所所屬海岸局、漁船の船舶局
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第一新栄丸(主たる停泊港 千倉)
九 呼出名称 いちごうしんえいまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一 三、七〇〇 kc
A二 三、七五〇 kc
A三 三、八〇〇 kc

●電波監理委員会告示第百四十二号
第一新栄丸無線局の周波数は、昭和二十六年二月二十日変更した。
変更後の現況は、次の通りである。
昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一六三八号
二 免許人の氏名 石井寅吉
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所所屬海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所所屬海岸局、漁船の船舶局
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第一新栄丸(主たる停泊港 千倉)
九 呼出名称 いちごうしんえいまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一 三、七〇〇 kc
A二 三、七五〇 kc
A三 三、八〇〇 kc

●電波監理委員会告示第百四十三号
第一成洋丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月二日変更した。
変更後の現況は、次の通りである。
昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年六月五日 第一五二九号
二 承認を受けた者 水産庁
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業の監督取締に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、漁業用の海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 船舶の航行及び漁業の監督取締に関する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年六月四日
八 設置場所 第一成洋丸(主たる停泊港 三崎)
九 呼出符号及び呼出名称 J Q K I いちごうせいようまる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一 三、七〇〇 kc
A二 三、七五〇 kc
A三 三、八〇〇 kc

十一 空中線の型式及び構成 T型
十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第百四十四号
吉栄丸無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、昭和二十六年二月十七日変更した。
変更後の現況は、次の通りである。
昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一六四七号
二 免許人の氏名 木多平蔵
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所所屬海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所所屬海岸局、漁船の船舶局
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 吉栄丸(主たる停泊港 千倉)
九 呼出名称 きちらぎ
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一 三、七〇〇 kc
A二 三、七五〇 kc
A三 三、八〇〇 kc

●電波監理委員会告示第百四十五号
第一成洋丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月二日変更した。
変更後の現況は、次の通りである。
昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年六月五日 第一五二九号
二 承認を受けた者 水産庁
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業の監督取締に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、漁業用の海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 船舶の航行及び漁業の監督取締に関する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年六月四日
八 設置場所 第一成洋丸(主たる停泊港 三崎)
九 呼出符号及び呼出名称 J Q K I いちごうせいようまる

五 通信の相手方 日本国有鉄道所屬の各非常局
六 通信の相手方 鉄道輸送、列車運転、災害の復旧及び保安に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 移動体として半径三〇マイル以内
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
J R S I 26 A三 二、八〇〇 kc
十 空中線の型式及び構成 逆L型
十一 運用許容時間 非常通信を行うため、運用を必要とする時間
●電波監理委員会告示第百三十六号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十七日 第三一六五号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種類 固定局
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所屬の塩釜、東京、呉、門司、佐世保、舞鶴、新潟、高知、名古屋、高松、広島、小松島及び小樽の各固定局
六 通信の相手方 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 神戸市生田区海岸通り一丁目埋立地 北緯 三三度四一分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
J G D I 2031 (注一) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注二) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注三) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注四) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注五) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注六) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注七) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注八) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注九) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注十) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注十一) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注十二) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注十三) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注十四) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注十五) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注十六) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注十七) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注十八) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注十九) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注二十) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注二十一) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注二十二) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注二十三) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注二十四) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注二十五) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注二十六) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注二十七) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注二十八) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注二十九) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注三十) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注三十一) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注三十二) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注三十三) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注三十四) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注三十五) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注三十六) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注三十七) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注三十八) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注三十九) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注四十) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注四十一) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注四十二) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注四十三) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注四十四) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注四十五) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注四十六) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注四十七) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注四十八) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注四十九) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注五十) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注五十一) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注五十二) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注五十三) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注五十四) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注五十五) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注五十六) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注五十七) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注五十八) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注五十九) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注六十) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注六十一) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注六十二) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注六十三) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注六十四) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注六十五) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注六十六) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注六十七) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注六十八) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注六十九) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注七十) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注七十一) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注七十二) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注七十三) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注七十四) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注七十五) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注七十六) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注七十七) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注七十八) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注七十九) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注八十) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注八十一) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注八十二) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注八十三) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注八十四) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注八十五) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注八十六) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注八十七) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注八十八) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注八十九) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注九十) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注九十一) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注九十二) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注九十三) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注九十四) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注九十五) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注九十六) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注九十七) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注九十八) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注九十九) A一 三、七五〇 kc
J G D I 2031 (注一百) A一 三、七五〇 kc

六 通信の相手方 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七 免許の有効期限 昭和三十一年四月一日
八 設置場所 但し、無線電信については無期限
九 呼出符号 日産丸(主たる停泊港 東京) J K W
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一 三、七〇〇 kc
A二 三、七五〇 kc
A三 三、八〇〇 kc

●電波監理委員会告示第百三十八号
昭和二十六年電波監理委員会告示第六百五十五号の無線局の空中線電力は、昭和二十六年七月七日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。
昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

●電波監理委員会告示第百三十九号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第五〇二三号
二 免許人の氏名 山田鏡一郎
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 室戸漁業用海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送達に関する通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第一大鷗丸(主たる停泊港 室戸)
九 呼出符号及び呼出名称 J C C N だいちおとりまる

●電波監理委員会告示第百四十号
第一新栄丸無線局の周波数は、昭和二十六年二月二十日変更した。
変更後の現況は、次の通りである。
昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一六三八号
二 免許人の氏名 石井寅吉
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所所屬海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所所屬海岸局、漁船の船舶局
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第一新栄丸(主たる停泊港 千倉)
九 呼出名称 いちごうしんえいまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一 三、七〇〇 kc
A二 三、七五〇 kc
A三 三、八〇〇 kc

●電波監理委員会告示第百四十一号
第三開明丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月十六日変更した。
変更後の現況は、次の通りである。
昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一六二七号
二 免許人の氏名 鶴田利雄
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所所屬海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所所屬海岸局、漁船の船舶局
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第一新栄丸(主たる停泊港 千倉)
九 呼出名称 いちごうしんえいまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一 三、七〇〇 kc
A二 三、七五〇 kc
A三 三、八〇〇 kc

●電波監理委員会告示第百四十二号
第一新栄丸無線局の周波数は、昭和二十六年二月二十日変更した。
変更後の現況は、次の通りである。
昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一六三八号
二 免許人の氏名 石井寅吉
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所所屬海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所所屬海岸局、漁船の船舶局
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第一新栄丸(主たる停泊港 千倉)
九 呼出名称 いちごうしんえいまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一 三、七〇〇 kc
A二 三、七五〇 kc
A三 三、八〇〇 kc

●電波監理委員会告示第百四十三号
第一成洋丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月二日変更した。
変更後の現況は、次の通りである。
昭和二十七年一月十八日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年六月五日 第一五二九号
二 承認を受けた者 水産庁
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業の監督取締に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、漁業用の海岸局、漁船の船舶局
六 通信の相手方 船舶の航行及び漁業の監督取締に関する事項
七 承認の有効期限 昭和三十一年六月四日
八 設置場所 第一成洋丸(主たる停泊港 三崎)
九 呼出符号及び呼出名称 J Q K I いちごうせいようまる

Table with multiple columns: 野島, 岡崎, 知賀, 重賀, 都賀, 長良, 山崎, 和歌山, 徳島, 香取, 高松, 佐賀, 長門, 大分, 熊本. Includes sub-tables for '普工建築物用途別表' and '普工住宅新設利用別表'.

建設省告示第五号 運輸省告示第五号 運輸省告示第六号 郵政省告示第十二号

Table with columns: 全建築物, 住宅, 新設, 延べ面積, 延べ床面積, 延べ容積. Lists various building types and their metrics.

運輸省告示第七号 郵政省告示第十三号 電気通信省告示第十八号 電気通信省告示第十九号

Table with columns: 手塚, 田形, 山形, 島城, 大馬, 玉振, 新富, 新富, 新富, 新富. Lists specific locations and their associated data.

Table with columns for '都市名' (City Name), '全世帯数' (Total Households), '人口' (Population), and '新設住宅' (Newly Constructed Housing). Lists various cities and their corresponding statistics.

Table with columns for '都市名' (City Name), '全世帯数' (Total Households), '人口' (Population), and '新設住宅' (Newly Constructed Housing). Lists various cities and their corresponding statistics.

叙任及び辞令 (Appointments and Resignations). Includes sections for '内閣' (Cabinet) and '農林省' (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries).

法務府公告 (Ministry of Justice Announcement). Includes sections for '工場財団' (Factory Foundations) and '農林省' (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries).

労働省 (Ministry of Labor). Includes sections for '海上保安庁' (Maritime Safety Agency) and '労働省' (Ministry of Labor).

労働省 (Ministry of Labor). Includes sections for '海上保安庁' (Maritime Safety Agency) and '労働省' (Ministry of Labor).

労働省 (Ministry of Labor). Includes sections for '労働基準監督官' (Labor Standards Inspector) and '労働基準監督官' (Labor Standards Inspector).

公共企業体事項 (Public Enterprise Matters). Includes sections for '日本国有鉄道' (Japanese National Railway) and '日本国有鉄道' (Japanese National Railway).

労働省 (Ministry of Labor). Includes sections for '労働基準監督官' (Labor Standards Inspector) and '労働基準監督官' (Labor Standards Inspector).

法務府公告 (Ministry of Justice Announcement). Includes sections for '工場財団' (Factory Foundations) and '農林省' (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries).

労働省 (Ministry of Labor). Includes sections for '労働基準監督官' (Labor Standards Inspector) and '労働基準監督官' (Labor Standards Inspector).

労働省 (Ministry of Labor). Includes sections for '労働基準監督官' (Labor Standards Inspector) and '労働基準監督官' (Labor Standards Inspector).

Table with columns for '債権者名' (Creditor Name), '債権額' (Creditor Amount), and '債権種別' (Creditor Type). Lists various creditors and their respective amounts.

債権者名 債権額 債権種別
債権者名 債権額 債権種別
債権者名 債権額 債権種別

債権者名 債権額 債権種別
債権者名 債権額 債権種別
債権者名 債権額 債権種別

債権者名 債権額 債権種別
債権者名 債権額 債権種別
債権者名 債権額 債権種別

債権者名 債権額 債権種別
債権者名 債権額 債権種別
債権者名 債権額 債権種別

額面金額 金五千元也(全額拂込済)
発行年月日 昭27年1月18日
発行所 同会社取組後社長安藤忠雄

○失踪に関する届出の催告
昭27年(第1916号)
昭27年(第1917号)

○除権判決
昭27年(第1918号)
昭27年(第1919号)

吉田茂枝名義 ほ乙三九二五七、同
三九二五八、い乙二〇二〇二、
同二〇二〇三、自甲一〇六八

地方公共団体公告
○行旅死亡
本籍地住所氏名不詳推定年令二十

会社その他の公告
債権者名 債権額 債権種別
債権者名 債権額 債権種別

第 7506 号

昭和27年1月18日 金曜日 官報 第7506号 256

本公啓掲載の翌日から三箇月以内に当
会社まで申出下さい。

昭和三十七年一月十六日
神奈川県小田原市新玉四丁目五
三六番地 足柄塩業有限公司
代表取締役 柴 堅治

有限会社組織変更公告

昭和二十六年十月十五日当社の臨時
社員総会に於て全社員の一致を以て有
限会社の組織を変更して長野県上高井
郡須坂町大字須坂一九七番地株式会社
ホーライ製パン工場と為すことを決議
致しましたに就ては組織変更により御異議
ある債権者は本公啓の翌日より二箇月
以内にその旨御申出相成度公啓致しま
す。

昭和三十七年一月十日
長野県上高井郡須坂町大字須坂
一九七番地
有限会社ホーライ製パン工場
代表取締役 大峯 正則

株式申込証拠金領收証無効公告

当社増資新株式申込証拠金領收証左
記の通り喪失の旨届出ありたるにつき
本公啓の日から三十日以内に異議申立
なきときは無効とす。

昭和三十七年一月十四日
神戸市生田区江戸町一〇四
油井株式会社
丹治第五郎 二株 第五五五号 白崎仁三郎
二株 第五五五号 銀行神戸支店 披露

株式併合による株券提出公告

当社は昭和二十七年一月十日開催
の第三十三回定時株主総会に於て額面
株式一株に付五十円の株式十株を併合
して一株金五百円の株式とするに
決議しましたから当社の株式を所有
する株主はこの公啓掲載の翌日から三
箇月以内に株券を当会社に提出して下
さい。

昭和三十七年一月十一日
群馬県伊勢崎市日吉町六十番地
上武製氷冷蔵株式会社
代表取締役 根立策一郎

第二十八期貸借対照表

昭和三十七年一月三十一日現在	
資産の部	八、四七五、〇一三・〇四
固定資産	五、八五三、八九九・七〇
流動資産	二、六二一、二一三・九七
現金	九、五一九、六二二・二八
預金	二、六二一、二一三・九七
棚卸資産	二、六二一、二一三・九七
計	二、六二一、二一三・九七

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

貸借対照表

昭和二十五年十一月三十日現在

負債の部	四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
資本	一、六七六、八六三・三三
諸債	九、七〇七、五五八・〇〇
短期負債	一、〇六一、三四一・八七
当期利益	二、六四四、七五九・九二
計	二、六四四、七五九・九二

日本製鋼所株式会社



堀井膳寫版

堀井膳写堂株式会社

東京 都 千代田区 神田 鍛冶町 418. 422. 423

前期繰越損金

前期繰越損金	一、五八五、六四三・三三
当期損	七、七九〇・〇〇
計	三、四六五、六四三・三三
資本	四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
借入金	一、〇七五、〇〇〇・〇〇
仮受	六、二二八、九〇〇・〇〇
再評価積立金	一、七九三、八七五・〇〇
区調整積立金	五、三三〇・〇〇
未拂固定資産税	四、七二九、〇〇〇・〇〇
計	三、四六五、六四三・三三

京橋商事株式会社

第六十八期決算公告

昭和二十六年十一月三十日
貸借対照表

負債の部	一、四七五、〇五〇・〇〇
資本	二、五九六、八七一・〇〇
諸債	一、二八三、〇九二・五〇
短期負債	一、一八三、〇九二・五〇
当期利益	一、五二六、八八二・七六
計	二、六五三、七五五・〇〇

日本製鋼所株式会社

第五期貸借対照表

(昭和二十六年十一月三十日現在)

負債の部	六、五八、二〇五・九四
資本	三、三三〇、〇九四・四八
諸債	一、六三三、〇〇〇・〇〇
短期負債	七、七六六、六六六・一五
当期利益	四、七四三、四三三・二九
計	九、二五〇、六五五・〇〇

東京都文京区表町一〇二番地
日本製鋼所工業株式会社

第五期決算公告

昭和二十六年十一月三十日現在

負債の部	一、〇三三、二七八・〇〇
資本	八、五三三、三三三・〇〇
諸債	三、三三三、三三三・〇〇
短期負債	七、五九九、〇三三・四三
当期利益	二、八三〇、二八四・九八
計	二、八三〇、二八四・九八

堀井膳写堂株式会社

第十二期貸借対照表

昭和二十六年十一月三十日現在

負債の部	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
資本	三、四八〇、〇〇〇・〇〇
諸債	五、八一、九六七・六〇
短期負債	二、九一四、二五四・〇〇
当期利益	二、七二九、四九一・七九五
計	八、八五五、六六八・〇〇

東京都千代田区丸の内二の一八
株式会社岸本商店

第五期決算公告

昭和二十六年十一月三十日現在

負債の部	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
資本	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸債	一、二六、七三三・〇〇
短期負債	六、〇三三、五五〇・〇〇
当期利益	二、五三三、五五〇・〇〇
計	八、五六六、五五〇・〇〇

堀井膳写堂株式会社

第五期決算公告

昭和二十六年十一月三十日現在

負債の部	二、三六六、七三三・〇〇
資本	六、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸債	二、三六六、七三三・〇〇
短期負債	一、九二〇、〇〇〇・〇〇
当期利益	一、七〇〇、〇〇〇・〇〇
計	二、三六六、七三三・〇〇

堀井膳写堂株式会社

第一期決算公告

昭和二十六年十一月三十日現在

負債の部	一、六六八、九三三・一四
資本	四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸債	二、七五二、七五三・九二
短期負債	五、四八八、九〇〇・〇〇
当期利益	二、六〇八、〇五五・五八
計	七、五二六、五五八・〇〇

堀井膳写堂株式会社

第四期決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

負債の部	八、九六三、〇一〇・九六
資本	一、七〇〇、〇〇〇・〇〇
諸債	五、六八五、七〇〇・〇〇
短期負債	一、二七五、二三四・〇〇
当期利益	七、九〇〇、四九二・七九
計	九、九六三、〇一〇・九六

堀井膳写堂株式会社

第一期決算公告

昭和二十七年一月

負債の部	一、〇七六、七二二・六四
資本	四、六三三、三三三・〇〇
諸債	二、三三三、三三三・〇〇
短期負債	一、〇七六、七二二・六四
当期利益	一、〇七六、七二二・六四
計	一、〇七六、七二二・六四

堀井膳写堂株式会社

定価 一ヶ月 二百四十円 九円 送料
公啓料 八ポイント 一行 十七字 印刷
但し、会社等解散・被買収合併・組織変更公告二行 二百円
千五百円 発行所 東京都新宿区市谷本町一五
電話九段(33)三三三三 官報課
振替東京一九〇〇〇〇 官報課